

令和7年度版 富山県犬の飼主啓発用リーフレットの

広告取扱業者を募集します！

犬の飼主啓発用リーフレット「いぬの飼い主さんへのおねがい」は、狂犬病予防法で義務付けられている「年1回の飼い犬の狂犬病予防接種」を行った県内の飼い主さんに配布されます。

広告掲載申込時における注意事項

応募に際しては、富山県企業広告等掲載業務実施要綱（以下「実施要綱」という。）、富山県企業広告等掲載基準（以下「掲載基準」という。）、富山県犬の飼主啓発用リーフレット広告事業実施要領（以下「実施要領」という。）を熟読してください。

1 富山県犬の飼主啓発用リーフレットの概要
(1) リーフレットの規格等 ・発行回数 年1回（2月） ・発行部数 25,000部 ・配布先 県下各地（富山市除く）の犬の飼主 ・配布方法 犬の狂犬病予防注射実施時 動物管理センター等における犬の譲渡時
(2) 広告の規格等 ・広告枠数 年間2枠（2枠／回×1回／年） ・スペース 寸法：縦3cm×横9cm ・掲載箇所 3つ折り表紙（正面）及び最終ページ（裏表紙）
2 広告取扱業者に行っていただく事項
(1) 広告主の選定
(2) 県への掲載内容の連絡 ・県において掲載内容等を審査し、実施要綱第4条の規定に反する場合は修正を依頼します。
(3) 広告原稿の提出 ・完全アウトラインデータによる「完全版下原稿」（Adobe Illustrator8.0までのものを使用して作成） ・<u>令和7年1月15日（水）までに県へ提出</u> ・広告作成費用は、広告取扱業者に負担いただきます。
3 応募方法
(1) 応募期間 <u>令和6年11月20日（水）～令和6年12月11日（水）</u> まで（土曜日及び日曜日を除く。）
(2) 応募方法 申込書を生活衛生課に郵送または持参してください。
(3) 申込金額 申込み金額は、2枠併せて6万円以上（税込）です。

お問合せ先
生活衛生課食品乳肉係
TEL 076-444-3230

広告掲載申込の際は、下記の注意事項をよくお読みの上、お申込みください。

＜広告主及び広告内容の要件について＞

「富山県企業広告等掲載業務実施要綱」「富山県企業広告等掲載基準」「犬の飼主啓発用リーフレット広告掲載業務実施要領」（以下「基準」といいます。）に抵触しない広告です。

＜広告掲載申込書の記入事項について＞

- 1 申込み金額は、6万円以上（税込）です。広告デザイン原稿は、広告取扱業者の費用負担で作成していただきます。
- 2 申込み後の内容変更は、お受けいたしかねますので、その旨ご了承ください。

＜広告取扱業者の決定方法について＞

「基準」に抵触しないもののうち、最も申込額が高い申込者を広告主とします。

（申込締切日：令和6年12月11日（水）必着）

決定した広告取扱業者に対して後日速やかに書面で通知します。なお、当該業者は、県の指定する期日までに県と協議のうえ、広告事業に関する契約（以下「広告事業契約」という。）を締結しなければ、その資格を失うこととします。

＜広告スペース及び広告内容等について＞

- 1 広告主の募集は、広告取扱業者が行うこと。
- 2 広告スペースは、犬の飼主啓発用リーフレットの縦3.0cm×横9.0cmです。
- 3 広告取扱業者に決定した場合、広告デザイン原稿（完全アウトラインデータによる「完全版下原稿」：adobe Illustrator8.0までのものを使用し作成。色校正は行わない。）を令和6年1月12日（金）までに県庁生活衛生課までご提出いただきます（提出期限厳守）。なお、広告デザイン原稿は広告取扱業者の費用負担で作成後、ご提出いただきます。
- 4 広告には、広告主及び広告主への連絡先を明示し、右上又は右下に「**広告**」と表示すること。
- 5 掲載しようとする広告は、その選定・内容等について、掲載前に県と協議を行うものとし、県から選定・内容等について修正等の指示を受けた場合には、これに従うこと。
- 6 広告原稿のデザイン、文言等については、提出後「基準」に抵触しないかを審査します。当該基準を満たさないときは県から修正をお願いする場合があります。その場合、所要の修正を行った広告デザインを県が別途指定する日までに、再度提出いただきます。
- 7 広告掲載者は、広告掲載した内容について一切の責任を負うとともに、広告掲載に起因して県又は第三者に対し損害を与えたときは、その損害を賠償する義務を負います。

＜広告掲載料金について＞

- 1 広告掲載料の納付期限は、令和7年2月21日（金）となります。県が発行する納入通知書により一括して納入していただきます。なお、広告掲載料が期限までに未払いの場合は、支払い期日の翌日から支払い日までの日数に応じて別途遅延損害金を請求します。
- 2 一度納付いただいた広告掲載料は、広告取扱業者の責めに帰することができない理由により広告掲載を行うことができなかった場合を除き返還しません。

＜広告掲載者の取消し及び広告事業契約の解除＞

実施要綱第12条第1項に該当する場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、広告取扱業者の選定を取り消すとともに、広告事業契約を解除します。

- ① 広告事業契約の定めに違反した場合
- ② 前号に掲げるもののほか、広告事業を継続することが適切でないと知事が判断した場合